

■年金請求に際して必要な添付書類について■

次のマーカーを引いた書類を揃えてください。すべて1部です。

障害年金の裁定請求手続をご依頼いただきありがとうございます。医師に診断書の作成をご依頼ください。その後に以下の書類をご準備ください。

(お客様チェック欄)

- 年金手帳のコピー
- 年金手帳のコピー（配偶者分）
- 通帳（年金受取口座用）コピー

* 銀行名・支店名・口座種類・口座番号・名義人がわかるもの。
表表紙と裏表紙を両方コピーしていただけると間違いありません。

- 住民票（世帯全員の続柄・本籍地が記載されているもの）
- 戸籍謄本
- ご本人の平成年度（非）課税証明書（平成年分が証明されているもの）
- 配偶者の平成年度（非）課税証明書（平成年分が証明されているもの）
- お子様の在学証明書または学生証のコピー
- 認印（ワンタッチ以外の印鑑）
- ご本人の年金証書
- 共済組合の年金加入期間確認通知書
- 診断書【初診日から1年6カ月・症状固定】
- 診断書【現在のもの】
- 診断書【受診状況等証明書（最初の病院で書いてもらう）】
- 病歴・就労状況等申立書
- レントゲンフィルム
- 第三者行為事故状況届
- 生計維持申立書
- その他（）

戸籍謄本や住民票は診断書の日付以降にご手配ください。市区町村によっては「障害年金請求用」と窓口で告げると、手数料が免除されることもあります。入手が早すぎると再度取り直しを要求されることがありますので、ご注意ください。

ご不明な点がありましたら、当事務所までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

代理人の方の名前

住所

連絡先等